



地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

- 公共施設のCO2排出削減に向けて -

2019年度要求額
6,000百万円（3,270百万円）
(うち要望額2,640百万円)

背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「事務事業編」という。）を策定し、PDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

事業概要

○ 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

事務事業編の強化・拡充

- ・首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

カーボン・マネジメントのイメージ



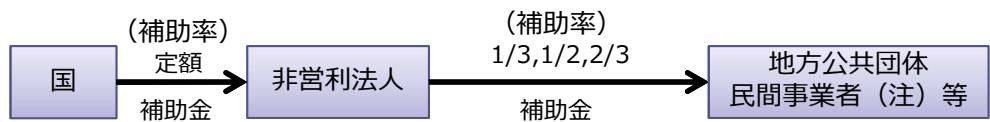
全般的な体制でCO2削減対策の
Plan/Do/ Check/Act

対策ノウハウの
幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間：2016年度（平成28年度）～2020年度



（注）地方公共団体等と
共同申請するリース会社等

補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人（地方公共団体等と共同申請するリース会社等）：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。